

山口市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 山口市民の健康づくり活動を推進・普及するため、山口市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 健康づくり等の計画に関すること
- (2) 関係諸団体の強化育成、連絡調整に関すること
- (3) 健康づくりに関する普及啓発に関すること
- (4) 行政、各種機関の行う健康づくりの業務支援に関すること
- (5) その他目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の委員の任期は2年とし、25人以内で構成する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員は委員の互選とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員が欠けたときの補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、年1回以上開催し、過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(委員会)

第7条 第2条の事項を円滑効率的に行うため、協議会に委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課内において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市健康づくり推進協議会設置規約（山口市制定）小郡町健康づくり推進協議会設置要綱（小郡町制定） 秋穂町健康づくり推進協議会規約（秋穂町制定） 阿知須町健康づくり推進協議会規則（阿知須町制定） 徳地町健康づくり推進協議会設置条例及び設置に関する規定（昭和55年条例第7号） の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(任期の特例)

- 3 第4条、第5条の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の任期は平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。